

○奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則

令和元年十月十五日

奈良県規則第十八号

改正 令和三年三月三一日規則第六四号

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則をここに公布する。

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例(令和元年十月奈良県条例第十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(貸与の申請手続)

第三条 条例第三条に規定する申請をしようとする者は、支援資金貸与申請書(第一号様式)を知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の支援資金貸与申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 留学生修学支援計画書(第二号様式)
- 二 留学生に対し、修学資金の貸与を決定したことが分かる書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(貸与の決定通知)

第四条 知事は、前条第一項の規定による支援資金貸与申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援資金を貸与することを決定したときは、支援資金貸与決定通知書(第三号様式)によりその旨を申請者に通知する。

(交付の請求等)

第五条 支援資金の貸与の決定を受けた法人は、支援資金の交付を受けようとするときは、支援資金交付請求書(第四号様式)に請求金額内訳書(第五号様式)その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 支援資金の貸与を受けた法人は、その都度、借用証書(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(修学に必要と認められる期間)

第六条 条例第四条第三項の規則で定める期間は、日本語教育機関にあっては一年とし、養成施設にあっては正規の修学年限に相当する期間とする。ただし、知事は、災害、疾病その他やむを得ない事情があると認めるときは、これを延長することができる。

(返還債務の免除の申請手続)

第七条 条例第六条の規定により返還債務の免除を受けようとする法人又は条例第七条の規定により返還債務の全部若しくは一部の免除を受けようとする法人は、返還免除申請書(第七号様式)に免除を受けようとする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(業務に従事することができない特別の事情)

第八条 条例第六条第二項の規則で定める特別の事情は、介護休業その他知事が定める事情とする。

(災害の程度)

第九条 条例第七条第一号の規則で定める災害の程度は、支援留学生の住居又は家財に二分の一以上の損害を与えるもので、債務の返還が困難であると認められるものとする。

(返還猶予の申請手続)

第十条 条例第九条の規定による支援資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする法人は、返還猶予申請書(第八号様式)に猶予を受けようとする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 条例第九条の規定により支援資金の返還債務の履行を猶予された法人は、当該猶予された理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(変更事項等の届出等)

第十一條 支援資金の貸与を受けた法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を記載した変更事項等届出書(第九号様式)にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。ただし、貸与を受けた支援資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

- 一 法人の名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名に変更があったとき。
- 二 支援留学生が条例第五条各号のいずれかに該当し、修学資金の貸与を終了したとき。
- 三 前号に掲げる場合のほか、支援留学生(当該者に係る支援資金の返還債務の残存があるものに限る。次項において同じ。)の修学又は就労の状況に変更が生じたとき。

2 支援資金の貸与を受けた法人は、毎年度四月末までに、同月一日現在における支援留学生に係る状況について、支援留学生状況報告書(第十号様式)により知事に報告しなければ

ならない。ただし、貸与を受けた支援資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。  
(その他)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(令和三年規則第六四号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。